■ 図表1-4　障害者施策の動向

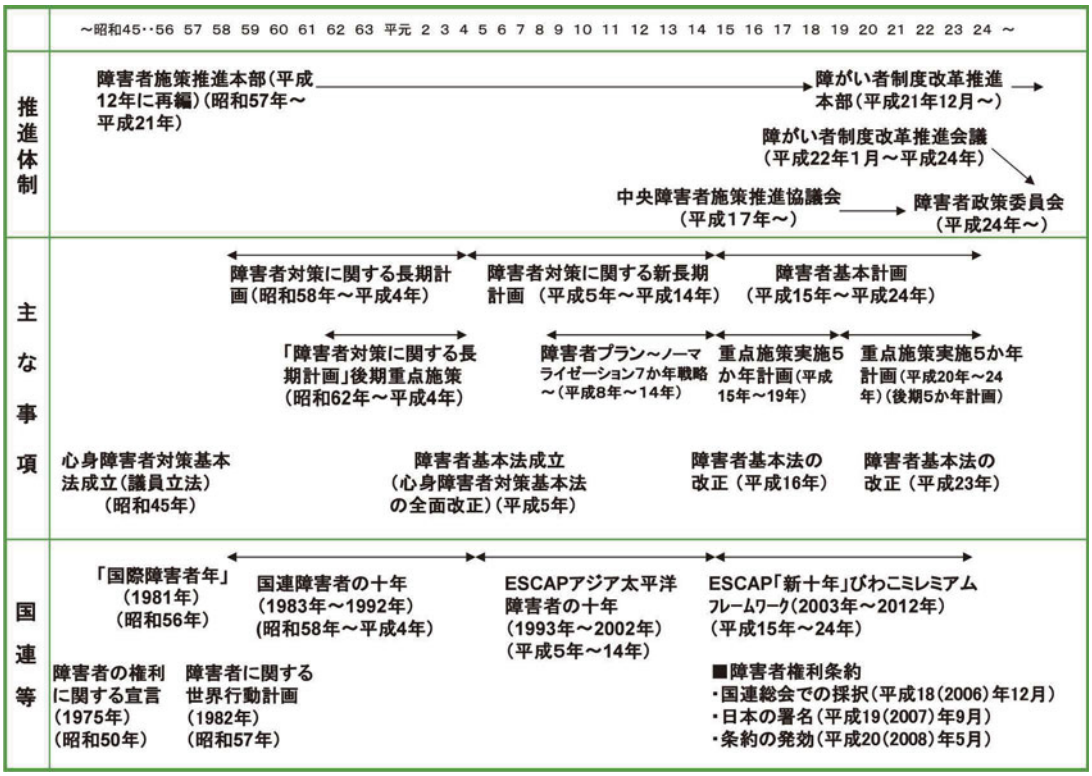

資料:内閣府

な支援を受けながら自立した生活を営むことができるようにするため、障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の相互の有機的連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。

（10）附帯決議

改正法の成立に際しては、衆議院と参議院において、いくつかの点について適切な処置を講ずるべきである、としてそれぞれ附帯決議が付されている。

3．障害者権利条約との関係

我が国の障害者に係る制度改革に向けたこうした動きは、国連における障害者権利条約の採択も重要な背景となっている。

障害者権利条約は、平成13年の第56回国連総会決議により障害者の権利及び尊厳を保護し及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約を検討することを目的とする委員会が設置され、計８回の会合を経て、18年12月、第61回国連総会本会議において採択された。

本条約は、平成19年３月30日に署名のために開放され、20年５月に発効している。我が国は、19年９月、この条約に署名し、現在、早期締結を目指しているところである。

4．施策の評価等

障害者施策の評価については、前述のとおり、内閣に本部を設置し、その下で、障害当事者を中心とした推進会議を開催し、制度改革について精力的に検討が行われ「第一次意見」及び「第二次意見」が取りまとめられたが、これは今までの障害者施策の評価を踏まえた提言ともいえるものであった。これらの意見を踏まえ、改革の工程表を示す閣議決定